

# 南魚沼市立城内小学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立城内小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「南魚沼市立城内小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

## 1 いじめ防止のための基本的な方針

### (1) いじめに対する基本的な考え方

#### ① いじめの定義

##### (1) いじめの定義

いじめとは、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

##### (2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

#### ② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、児童等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

### ③ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

※具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

### (2) いじめ防止のための取組

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- イ 全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童等がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

#### ① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

※ 特定の課題を意識しない全ての児童生徒を対象に行われる取組

<発達支持的生徒指導の具体>

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業等を通じた個と集団への働きかけ

#### ② いじめの未然防止教育

道徳や学級活動・HR活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の充実

※ 意図的・組織的・系統的な教育プログラム

<課題未然防止教育の具体>

いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報

モラル教育、非行防止教室や人間関係作りを支援する取組

③ いじめの早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）

<課題早期発見対応の具体>

いじめアンケート、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を交えたスクリーニングテストなどの実施

④ 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策会議による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）

<困難課題対応的生徒指導の具体>

課題に応じて管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、SC、SSW 等の専門家で構成される校内連携型支援チームの編成、関係機関との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成した対応など

⑤ いじめ見逃しゼロスクール集会の開催（6月）

⑥ 中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会の開催（6年参加 11月）

## 2 いじめ防止のための基本的な施策

### (1) 基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、児童等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

ウ 児童等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会（生徒会）活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（法第 16 条）

- ・児童等対象のいじめアンケート調査（5月、11月、随時）
- ・児童等対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、随時）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（12月、随時）
- ・WEB - QUの実施・分析による調査（5月、11月）
- ・一人1台端末を活用した心の状態の把握と迅速な対応（毎日）

イ いじめ相談体制

- ・児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織

### ① 名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立城内小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

### ② 委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導部員、教育相談員、SSW、SC、必要に応じて外部関係機関職員、さらに地域の関係者（民生児童委員、城内地区育成会長等）

### ③ 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

### ④ 委員会の取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。
- ・いじめの発生時の対応に関すること。
- ・会議は、週1回の定例会に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

## (3) いじめ発生時の措置

\*いじめを認知した日を含め5日以内に南魚沼市教育委員会に報告する。

\*いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに委員会で、以下の取組を組織的に、迅速に行う。

- ① 情報（疑いを含む）を得た職員は、該当学級担任（学年主任）、生活指導主任に報告する。
  - ・他の業務に優先して報告する。いじめ対応・けが事故対応は、最優先すべきことである。
  - ・生活指導主任は、管理職（教頭→校長）に報告する。
- ② 事実の把握に向けた確認を行う
  - ・情報を得た職員、学級担任（学年主任）と生活指導主任等で、事実を共有する。
  - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの児童へ」「何を聞くか」等、聞き取り担当者と内容を確認する。
- ③ 児童からの事実の把握を行う。
  - ・聞き取りの基本内容は、4W1H（いつ、どこで、誰が、誰から、どのようなこと）とする。  
※「なぜ」についてこだわらないこと。事実確認が基本。
  - ・この時点では、事実の把握を中心にする。指導に力を置くと、事実誤認の原因になる。
    - ア 被害児童（および情報提供児童）への聞き取りと支援
      - ・できるだけ不安を取り除き、複数の教職員で正確に聞き取る。
      - ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
      - ・被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人、教職員、家族）と連携しながら、被害児童に寄り添う体制をつくる。また、状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得て支援する。
    - イ 加害児童への聞き取りと支援
      - ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安全や安心、健全な人格の発達に考慮する。

#### ウ いじめが起きた集団への聞き取りと支援

- ・内容に矛盾がないかどうか聞き取りを行い、事実を明らかにする。
  - ・いじめを黙認することは、いじめに加担することであることを理解させる。
  - ・情報を得た後は、その結果と感謝の言葉を伝える。
  - ・全体（学年、学級）にアンケート等で情報を求めるときは、情報提供児童（保護者）を守ることを、みんなで学校（学級）をよくしていきたいことを確実に伝える。
- ④ 事実に基づきながら、問題解決に向けた委員会を開催する。
    - ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで集まり、事実を報告し、今後の対応について話し合う。
  - ⑤ 児童への指導、支援をする。
    - ・被害児童、加害児童、双方の保護者への対応は、誠意をもち親身になって行う。
    - ・加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
    - ・「いじめを絶対に許さない」という職員の姿勢を示し、自分たちの問題ととらえさせ、学校（学年、学級）全体で解決に向けて取り組む。
  - ⑥ 被害及び加害児童の保護者へ事実を報告する。
    - ・家庭訪問により、迅速に被害児童保護者へ事実関係を伝える。
    - ・加害児童保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問や学校に来校してもらい、事実を伝える。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
  - ⑦ 経過と結果を報告する。（児童、保護者、教職員 等）
  - ⑧ 継続指導と経過観察を行う。
    - ・いじめが解消した（心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、少なくとも3か月が目安）と思われる場合でも、被害児童（加害児童も含め）の状況を注視し、必要な支援を行う。
  - ⑨ 再発防止や予防的活動を行う。（全教職員の共通理解、見守り等）
  - ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
    - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・不適切な書き込みや画像については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。
- ・児童の身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

## (2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

### ① 学校が調査主体となった場合

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

### ② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

## (3) その他

児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」等と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。